

連 合 会 だ よ り

第 1 号 (2025. 3)

富山県土地区画整理組合連合会

1. 令和 6 年度 会員名簿

正会員 (4 組合)

| 市町村名 | 組合名 | 施行面積 | 住 所 | |
|------|-------------|-------------|-------------------------------|--------------|
| | | 設立認可日 | 電話番号 | FAX 番号 |
| | | 事業期間 | 理 事 長 | |
| 朝日町 | 泊駅南 | 10.7ha | 〒939-0743 下新川郡朝日町道下 1170 番地 4 | |
| | | H29. 12. 15 | 0765-82-2528 | 0765-82-2528 |
| | | H29~R8 | 藤田 栄一 | |
| 砺波市 | 出町東部 第 3 | 2.0ha | 〒939-1367 砺波市広上町 4 番 1 6 号 | |
| | | R2. 10. 7 | 0763-77-1393 | 0763-77-3894 |
| | | R2~R9 | 高島 輝男 | |
| 黒部市 | 前沢北 | 5.3ha | 〒938-0806 黒部市前沢 1616 番地 | |
| | | R3. 1. 22 | 0765-57-3837 | 0765-57-3837 |
| | | R2~R8 | 大江 利男 | |
| 射水市 | 本開発地区 | 13.0ha | 〒939-0274 射水市小島 595 番地 | |
| | | R3. 6. 28 | 080-3049-5706 | - |
| | | R3~R7 | 鳥田 修一 | |

特別会員 (6 団体)

| 部 課 名 | 住 所 | |
|---------------|--------------------------|--------------|
| | 電話番号 | FAX 番号 |
| 富山県土木部都市計画課 | 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 | |
| | 076-444-3347 | 076-444-4421 |
| 高岡市都市創造部都市計画課 | 〒933-8601 高岡市広小路 7-50 | |
| | 0766-20-1409 | 0766-20-1655 |
| 射水市都市整備部都市計画課 | 〒939-0292 射水市小島 703 | |
| | 0766-51-6680 | 0766-51-6693 |
| 黒部市都市創造部街路公園課 | 〒939-8555 黒部市三日市 1301 番地 | |
| | 0765-54-2648 | 0765-57-2502 |
| 砺波市建設水道部都市整備課 | 〒939-1398 砺波市栄町 7-3 | |
| | 0763-33-1445 | 0763-33-6853 |
| 朝日町建設課 | 〒939-0793 下新川郡朝日町道下 1133 | |
| | 0765-83-1100 | 0765-83-1109 |

2. 富山県土地区画整理組合連合会規約

(名称)

第1条 この連合会は、富山県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、富山県知事、富山市長及び高岡市長の設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という。）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (4) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、当分の間、富山県土木部都市計画課におく。

(会員)

第5条 連合会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 組合
- (2) 準会員 準備組合
- (3) 特別会員 組合が施行する(準備組合が施行を予定している)土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村及び県

(入会)

第6条 正会員は組合設立認可時点で、準会員は準備組合結成時点で加入資格を持つものとし、所定の加入申込書を連合会に提出することにより入会する。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、前条第3号の市町村は、特別会員として入会したものとみなす。

(退会)

第7条 正会員は、組合の解散認可をもって退会するものとする。ただし、換地処分から解散認可までに相当の日数を要する等、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、退会が年度途中であるときは、当該年度の末日をもって退会とみなす。

3 準会員は、組合設立認可をもって正会員に移行する。

(役員)

第8条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、正会員の中から総会の承認を得て選任する。

2 理事は、正会員及び特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

3 監事は、正会員及び特別会員の中から各1名総会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 連合会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、随時、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第13条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名のほか、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局長は、会議に出席し意見を述べるることができる。

5 その他、事務局に必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(会議及びその招集)

第14条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その会の議長となる。

3 総会は、通常毎年7月に会員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって開催するものとする。
 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 理事会は、総会から委任を受けた事項及び連合会の運営に関する重要な事項について議決する。

(経費)

第16条 連合会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の会費
正会員会費は別表のとおりとする。
- (2) 特別会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(特別積立金)

第17条 連合会は、特定の事業の経費に充てるべき会計として、特別積立金を設けるものとする。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の業務執行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は平成元年11月30日から施行する。

附 則

この規約は平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年7月1日から施行する。

| 区 分 | 施 行 面 積 | 年 間 会 費 |
|-------|-----------------|---------|
| 補助組合 | 20ha 以上 | 60,000円 |
| | 10ha 以上～20ha 未満 | 50,000円 |
| | 10ha 未満 | 40,000円 |
| 非補助組合 | | 30,000円 |

(注) 但し、非補助であっても街路事業等の公共施設管理者負担金を収入に含む場合補助と同等にみなすものとする。

富山県土地区画整理組合連合会役員等旅費支給規程

連合会役員及び事務局員への旅費の支給については、「富山県職員等の旅費に関する条例」及び「富山県職員等の旅費に関する規則」に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

(加入申込書)

平成 年 月 日

富山県土地区画整理組合連合会
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

(組合等の事務所の住所)
(組合等の名称)
(組合等の代表者の職名及び氏名) (印)

加 入 申 込 書

本○○組合(又は○○設立準備組合等)は、富山県土地区画整理組合連合会へ加入いたしたく、貴連合会規約第6条に基づき、申込書を提出いたします。

<地区の概要>

| | |
|-------------|---------|
| 1. 市町村名 | ○○○○ |
| 2. 地区名 | ○○○○ |
| 3. 施行面積 | ○○. ○ha |
| 4. 国庫補助金の有無 | 有 予定中 無 |
| 5. 公管金の有無 | 有 予定中 無 |

(対象施設名称 ○○○○)

3. 令和6年度講習会について（令和7年1月31日（金）開催）

県連合会では、これまでも土地区画整理事業の組合運営に生かすことを目的に、専門家による土地区画整理事業の実務的な講習及び県内市町村による区画整理によるまちづくりの事例紹介の場を設けております。コロナ禍による影響で、令和2～4年度はオンラインによるリモート開催、令和5年度は能登半島地震の影響で中止となり、今年度の講習会は実に5年ぶりの対面開催となりました。

講習会当日は正会員3組合、特別会員6団体の総勢21名の参加を頂き、専門家の満尾様（株式会社八州 関西支社 コンサルティング技術部長）より①「換地計画から換地処分、解散、清算までの実務や課題について」をテーマとして、県内事例として②「射水市内における柔らかい区画整理を併用した重点密集市街地対策について」を射水市建築住宅課の松原班長様より、そして③「公益財団法人区画整理促進機構の業務概要について」を公益財団法人区画整理促進機構 民間事業者参画推進部長の中戸様よりご講演をいただきました。

正会員の4組合が事業期間が令和7年度または8年度までとなっています。今後近いうちに、事業完了に向けた手続き（換地計画～組合解散、清算等）に着手する必要があるため、本講習会のテーマについては執務に取り組むにあたりとても有意義なものとなりました。

事例紹介では、柔らかい区画整理の手引き～小規模な区画の再編・活用のすすめ～（令和5年4月 国土交通省都市局市街地整備課）に掲載された射水市内における事例を紹介していただきました。既成市街地の整備においては、既成概念にとらわれない小規模・短期間・民間主導等の「柔らかい区画整理」の活用が求められていることから、今後の既成市街地整備にあたり非常に参考となるものでした。

高畠会長の開会挨拶



満尾様(専門家)の講演



松原様の講演(事例紹介)



中戸様の講演

